

郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱

平成 27 年 3 月 31 日制定
平成 28 年 3 月 17 日改正
平成 29 年 3 月 15 日改正
令和元年 5 月 13 日改正
令和 2 年 3 月 18 日改正
令和 4 年 3 月 16 日改正
令和 6 年 7 月 22 日改正

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、70 歳以上の高齢者に対して、郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券（以下「利用券」という。）を交付することにより、高齢者の健康の増進及び社会参加の促進を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温泉等事業所 市内に事業所がある温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条第 1 項の許可を受けた者又は公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 2 条第 1 項の許可を受けた者の設置する主として浴槽水に入浴させる施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 6 項第 1 号の営業に供する施設を除く。）をいう。
- (2) 施術者 郡山市保健所に施術所開設届若しくは出張専門業務開始届を届出しているあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 1 条の規定により免許を受けた者又は一般財団法人全国療術研究財団が定める療術師研修要綱第 13 条の規定による認定証（以下「認定証」という。）の交付を受けた者をいう。
- (3) タクシー事業者 市内において道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者をいう。
- (4) バス事業者 福島交通株式会社及び会津乗合自動車株式会社をいう。
- (5) バス料金 福島交通株式会社又は会津乗合自動車株式会社との協定により定めるバスの利用に関する料金をいう。

（交付対象者）

第 3 条 利用券の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 70 歳（事業実施年度において 70 歳に達する者を含む。）以上 75 歳未満の者
- (2) 75 歳（事業実施年度において 75 歳に達する者を含む。）以上の者
（指定温泉等事業所の指定）

第 4 条 本事業による利用の対象となる温泉等事業所（以下「指定温泉等事業所」という。）としての指定を受けようとする者は、郡山市高齢者健康長寿サポート事業温泉等事業所指定申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、郡山市高齢者健康長寿サポート事業温泉等事業所指定証（第 2 号様式。以下「温泉等事業所指定証」という。）を申請者に交付し、指定温泉等事業所として指定するものとする。
（指定施術者の指定）

第 5 条 本事業による利用の対象となる施術者（以下「指定施術者」という。）としての指定を受けようとする者は、郡山市高齢者健康長寿サポート事業はり、きゅう、マッサージ等施術者指定申請書（第 3 号様式）に、あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証、きゅう師免許又は認定証及び郡山市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則（平成 9 年郡山市規則第 54 号）第 2 条第 1 号に規定する施術所開設届又は同条第 4 号に規定するあん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師）の出張専業業務開始届の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、郡山市高齢者健康長寿サポート事業はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証（第 4 号様式。以下「施術者指定証」という。）を申請者に交付し、指定施術者として指定するものとする。
（協定の締結）

第 6 条 市長は、バス事業者及び郡山地区ハイヤータクシー協同組合と本事業の実施に係る協定を締結するものとする。

（指定タクシー事業者の指定）

第 7 条 郡山地区ハイヤータクシー協同組合に加盟していないタクシー事業者のうち、本事業による利用の対象となるタクシー事業者（以下「指定タクシー事業者」という。）としての指定を受けようとする者は、郡山市高齢者健康長寿サポート事業タクシー事業者指定申請書（第 5 号様式）に、道路運送法第 4 条第 1 項に規定する許可書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、郡山市高齢者健康長寿サポート事業タクシー事業者指定証（第 6 号様式。以下「タクシー事業者指定証」という。）を申請者に交付し、指定タクシー事業者として指定するものとする。
（プール施設）

第 7 条の 2 本事業による利用の対象となるプール施設は、郡山市体育施設条例（昭和 48 年郡山市条例第 63 号）第 2 条に定める開成山屋内水泳場及び郡山市観光振興センター条例（平成元年郡山市条例第 33 号）第 2 条に定める郡山ユラックス熱海の温水プールとする。

（コンサート等公演）

第7条の3 本事業による利用の対象となるコンサート等公演は、郡山市民文化センターで実施される郡山市・郡山市教育委員会及び郡山市民文化センターを管理する者による主催事業（以下「主催事業」という。）とする。

（健康づくり事業）

第7条の4 本事業による利用の対象となる健康づくり事業は、公益財団法人郡山市健康振興財団で実施される健康づくり事業（健康診査を除く）とする。

（利用券の交付申請）

第8条 利用券の交付を受けようとする者は、郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用助成申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用券の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を明示して、任意様式にて、郵送、メール、FAX、簡易電子申請システム等の方法により市長に申請することができるものとする。

- (1) 郡山市高齢者健康長寿サポート事業による助成を申請する旨
- (2) 申請年月日
- (3) 助成対象者の氏名
- (4) 助成対象者の住所
- (5) 助成対象者の生年月日
- (6) 助成対象者の電話番号
- (7) 次に掲げる事項（代理人による申請の場合に限る。）

ア 代理申請である旨

イ 代理人の氏名

ウ 代理人の住所

エ 代理人の電話番号

オ 助成対象者との続柄

3 第15条第1項の資格を喪失した者が再度利用券の交付を受けようとするときは、第1項の申請をしなければならない。

（利用券の交付等）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、利用資格があると認めたときは、郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用資格認定証（第8号様式。以下「資格証」という。）により通知するとともに、利用券（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

- 2 利用券は1枚当たり500円を助成の限度とする。
- 3 利用券の1年度当たりの交付の枚数は、第3条第1号に掲げる者に対しては10枚とし、同条第2号に掲げる者に対しては16枚とする。ただし、年度途中で利用券の交付を申請する者に対する交付の枚数は、申請した日が属する月に応じ別表のとおりとする。
- 4 利用券は、再交付しないものとする。
- 5 市長は、認定した利用資格を、毎年4月1日現在で審査し、利用資格がある場合は、継続して資格証及び利用券の交付を行うことができるものとする。
- 6 第3項の規定に関わらず、資格を喪失した年度中の前条第3項の申請に係る交付の枚数は、当該年度中に既に交付された枚数から使用した枚数を控除した枚数又は第3項の規定により交付する枚数のいずれか少ない枚数とする。
(利用券の使用対象)

第10条 利用券は、次の各号に掲げる費用の支払いについて使用することができる。ただし、第3号、第4号及び第5号の助成については、第3条第2号に該当する者に限る。

- (1) 指定温泉等事業所における日帰り又は宿泊の利用料金（以下「温泉等利用料金」という。）に要する費用
- (2) 指定施術者が行うあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅう等の施術に要する費用（以下「施術費」という。）。ただし、保険給付の対象となる医師の発行する同意書によって、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受けたとき、又は受けることができるときは、利用券を使用することはできないものとする。
- (3) 福島交通株式会社が発行するＩＣカードへの次に掲げる積み増し等に要する費用
 - ア NORUCA（記名式）回数券の積み増し
 - イ ノルカパス75の購入
- (4) 会津乗合自動車株式会社が発行するＩＣカードへの次に掲げる積み増し等に要する費用
 - ア AIZU NORUCA（記名式）の積み増し
 - イ AIZU NORUCA定期券のうち通勤定期券の購入
- (5) 郡山地区ハイヤータクシー協同組合に加入するタクシー事業者が運行する一般乗用旅客自動車及び自家用有償旅客運送自動車（市町村運営有償運送に係るものを除く。）又は指定タクシー事業者が運行する福祉輸送サービス事業用自動車を利用する際の料金（以下「タクシー料金」という。）
- (6) プール施設におけるプール使用料金に要する費用（以下「プール使用料金」という。）
- (7) 郡山市民文化センターで実施する主催事業の鑑賞に要する費用（以下「主催事業鑑賞費用」という。）
- (8) 公益財団法人郡山市健康振興財団で実施する健康づくり事業（健康診査を除く。）の参加に要する費用（以下「健康づくり事業参加費用」という。）

（利用券の使用法等）

第 11 条 利用券の使用法等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 温泉等利用料金の支払について利用券を使用しようとするときは、指定温泉等事業所に資格証を提示するとともに、任意の枚数の利用券を提出するものとする。この場合において、温泉等利用料金と使用する利用券の枚数に応じた助成額の限度との差額の払い戻しはできない。
- (2) 施術費の支払について利用券を使用しようとするときは、指定施術者に資格証を提示するとともに、施術費を超えない範囲で任意の枚数の利用券を提出するものとする。
- (3) バス料金の支払について利用券を使用しようとするときは、バス事業者に資格証を提示するとともに、任意の枚数の利用券を提出するものとする。
- (4) タクシー料金の支払について利用券を使用しようとするときは、タクシー乗務員に資格証を提示するとともに、タクシー料金を超えない範囲で任意の枚数の利用券を提出するものとする。
- (5) プール使用料金の支払について利用券を使用しようとするときは、プール施設に資格証を提示するとともに、任意の枚数の利用券を提出するものとする。この場合において、プール使用料金と使用する利用券の枚数に応じた助成額の限度との差額の払い戻しはできない。
- (6) 主催事業鑑賞費用の支払について利用券を使用しようとするときは、郡山市民文化センターに資格証を提示するとともに、任意の枚数の利用券を提出するものとする。この場合において、主催事業鑑賞費用と使用する利用券の枚数に応じた助成額の限度との差額の払い戻しはできない。
- (7) 健康づくり事業参加費用の支払について利用券を使用しようとするときは、公益財団法人郡山市健康振興財団に資格証を提示するとともに、任意の枚数の利用券を提出するものとする。この場合において、健康づくり事業参加費用と使用する利用券の枚数に応じた助成額の限度との差額の払い戻しはできない。

2 利用券を使用して取得した回数券や定期券等については、払い戻しはできない。

（台帳の整備）

第 12 条 市長は、申請の状況並びに指定証、資格証及び利用券の交付状況を明確にするため、台帳を整備しておくものとする。

（利用券の精算）

第 13 条 指定温泉等事業所、指定施術者、バス事業者、郡山地区ハイヤータクシー協同組合、指定タクシー事業者及びプール施設を管理する者、郡山市民文化センターを管理する者及び公益財団法人郡山市健康振興財団（以下「取扱事業所」という。）は、利用券を受領したときは、請求書に前月の使用に係る利用券を添えて毎月 12 日までに市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合には、内容を審査し、適当と認めたときは、請求金額を当該取扱事業所に支払うものとする。

3 前項の場合において、指定温泉等事業所及びプール施設を管理する者は、温泉等利用料金及びプール使用料金が利用券の額面未満であつ

た場合には、温泉等利用料金及びプール使用料金を超える額を市長に請求してはならない。

（利用券の有効期限）

第 14 条 利用券の有効期限は、当該交付を受けた日の属する年度の末日とする。

（資格の喪失）

第 15 条 利用券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、資格を喪失する。

（1）第 3 条に定める交付対象者に該当しなくなったとき。

（2）利用券の交付を辞退したとき。

2 前項第 2 号の辞退は、郡山市高齢者健康長寿サポート事業助成辞退届（第 12 号様式）に、資格証及び未使用の利用券を添えて届け出ることにより行うことができる。

（助成の取消し等）

第 16 条 市長は、利用券の交付を受けた者又は取扱事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用資格の認定又は取扱事業所の指定を取り消し、又は既に助成した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

（1）利用券を不正に使用したとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）その他市長が不相当と認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第 17 条 利用券の交付を受けた者は、利用券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

2 前項の規定に違反した者、偽りその他不正の手段により利用券の交付を受けた者又は利用券の使用について不正の行為をした者に対しては、利用券を返還させるものとする。

（指定温泉等事業所等の辞退）

第 18 条 指定温泉等事業所、指定施術者、指定タクシー事業者（以下「指定事業所」という。）が指定を辞退しようとするときは、郡山市高齢者健康長寿サポート事業指定事業者辞退届（第 10 号様式）に温泉等事業所指定証、施術者指定証又はタクシー事業者指定証を添えて、市長に届け出なければならない。

（指定事業者等の変更）

第 19 条 指定事業所は、温泉等事業所指定証、施術者指定証又はタクシー事業者指定証の内容に変更が生じた場合は、速やかに、郡山市高齢者健康長寿サポート事業指定証記載事項変更届（第 11 号様式）に、変更内容を確認できる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

2 プール施設を管理する者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更内容を確認できる書類を市長に届け出なければならない。

（1）プール施設を管理する者の名称

(2) プール施設を管理する者の所在地

3 郡山市民文化センターを管理する者は、次に掲げる事項に変更が生じた場合は、変更内容を確認できる書類を市長に届け出なければならない。

(1) 郡山市民文化センターを管理する者の名称

(2) 郡山市民文化センターを管理する者の所在地

(委任)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前にはり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業実施要綱（平成 12 年 4 月 1 日制定）及び改正前の郡山市元気高齢者温泉等利用助成事業実施要綱（平成 17 年 7 月 20 日制定）の規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、指定、認定その他の行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の第 7 条の規定による指定タクシー事業者の指定について必要な行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 13 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の第7条の2の規定によるプール施設の利用について必要な行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による改正後の第7条の2の規定によるプール施設の利用について必要な行為は、この要綱の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年7月27日から施行する。

別表（第9条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券交付基準

申請月	交付枚数	
	第3条第1号 に該当する者	第3条第2号 に該当する者
4月	10枚	16枚
5月		
6月		
7月	8枚	12枚
8月		
9月		
10月	6枚	8枚
11月		
12月		
1月	4枚	4枚
2月		
3月		

第 1 号様式（第 4 条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業温泉等事業所指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名 (印)

電話番号

郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱の規定に基づく温泉等事業所の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

名 称	
所 在 地	
利 用 形 態	☐ 日帰り入浴 ☐ 宿泊入浴
入 浴 料 金	☐ 1 回利用 (円) ☐ 1 日利用 (円)
温 泉 利 用 許 可 年 月 日	年 月 日
公 衆 浴 場 営 業 許 可 年 月 日	年 月 日

備考

- 1 住所、氏名の欄には、法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載してください。
- 2 該当箇所（□印）にレ点を付けてください。
- 3 事業所の入浴料金が記載してある資料を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業温泉等事業所指定証

年 月 日

様

郡山市長 印

年 月 日付けで申請があった温泉等事業所の指定については、下記のとおり決定したので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
名 称	
所 在 地	
利 用 形 態	☐ 日帰り入浴 ☐ 宿泊入浴
入 浴 料 金	☐ 一回利用 円 ☐ 一日利用 円

第3号様式（第5条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業はり、きゅう、マッサージ等施術者指定申請書

年 月 日

郡山市長

施術所住所

申請者 施術者氏名 印

電話番号（ — ）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱の規定に基づく施術者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

施 術 者	フリガナ		生年月日		性別
	氏名		年 月 日		男・女
	免許証等の種類	はり師 ・ きゅう師 ・ あん摩マッサージ指圧師 その他（ ）			
施 術 所	所在地				
	名称				
	電話番号				
	開設年月日	年 月 日	開設届出年月日	年 月 日	
添付書類		免許証等のコピー、 施術所開設届若しくは出張専業業務開始届のコピー、 口座振込依頼書、 委任状（施術者以外の口座に振込希望の場合のみ）			

第4号様式（第5条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証

指 定 番 号	
施術所所在地	
施 術 所 名 称	
施 術 者 氏 名	
施 術 の 種 類	

上記の者を郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱に基づく指定施術者に指定する。

年 月 日

郡山市長

第5号様式（第7条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業タクシー事業者指定申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名 

（電話番号 ー ）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱の規定に基づくタクシー事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所名	
代表者名	
事業所所在地 （営業所所在地）	
車両保有台数	
添付書類	道路運送法第4条第1項に規定する許可書のコピー、 口座振込依頼書、 委任状（事業者以外の口座に振込希望の場合のみ）

第6号様式（第7条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業タクシー事業者指定証

指 定 番 号	
事 業 所 名	
代 表 者 名	
事業所所在地 (営業所所在地)	

上記の者を郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱に基づく指定タクシー事業者に指定する。

年 月 日

郡山市長

印

申請月	No.

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用助成申請書

年 月 日

郡山市長

郡山市高齢者健康長寿サポート事業による助成を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	助成対象者との続柄	
助成対象者	☐ 70 歳から 74 歳まで（本事業の実施年度中に 70 歳に達する者を含む。） ☐ 75 歳以上（本事業の実施年度中に 75 歳に達する者を含む。）	
	住 所	郡山市 ☐ 申請者と同じ
	氏 名	☐ 申請者と同じ
	生 年 月 日	明治 年 月 日 大正 昭和
	電 話 番 号	☐ 申請者と同じ

備考 太枠部分は記入しないでください。

認定番号		資 格	システム入力	入 力 確 認	交 付
個人コード					

第 8 号様式（第 9 条関係）
70～74 歳用

年度 郡山市高齢者健康長寿サポート事業通知書 （はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券）	郡山市高齢者健康長寿サポート事業 （はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券）
郵便番号 郡山市 様	き 利 用 資 格 者 認 定 証 り 下記の者を郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱に基づく利用資格者として認定 と します。 り 認定番号 氏 名 年 月 日 郡 山 市 長 印
認定番号 年 月 日 郡 山 市 長 印 お問い合わせは 郡山市健康長寿課 電話 （9 2 4）2 4 0 1	せ ん

75 歳以上用

年度 郡山市高齢者健康長寿サポート事業通知書 （はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業、バス、タクシー共通利用券）	郡山市高齢者健康長寿サポート事業 （はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、コンサート等公演、健康づくり事業、バス、タクシー共通利用券）
郵便番号 郡山市 様	き 利 用 資 格 者 認 定 証 り 下記の者を郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱に基づく利用資格者として認定 と します。 り 認定番号 氏 名 年 月 日 郡 山 市 長 印
認定番号 年 月 日 郡 山 市 長 印 お問い合わせは 郡山市健康長寿課 電話 （9 2 4）2 4 0 1	せ ん

第9号様式（第9条関係）

表面

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券

（はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、
コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券）

（70歳～74歳用）

認定番号	
氏名	
助成額	
有効期限	

※バス・タクシー助成には利用できません
交付者
郡山市長 印

認定番号 氏名 きりとりせん

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券

（はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、
コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券）

（70歳～74歳用）

認定番号	
氏名	
助成額	
有効期限	

※バス・タクシー助成には利用できません
交付者
郡山市長 印

認定番号 氏名

裏面

各事業所において、利用年月日等を記載の上、
市に請求する際に添付してください。

利用年月日	
事業所番号	
施術の種類	はり、きゅう、 あん摩マッサージ、 指圧等
温泉等事業所の1 回入浴が500円 未満の場合は記載	入浴料金 円

【事業者控】利用年月日 年 月 日

各事業所において、利用年月日等を記載の上、
市に請求する際に添付してください。

利用年月日	
事業所番号	
施術の種類	はり、きゅう、 あん摩マッサージ、 指圧等
温泉等事業所の1 回入浴が500円 未満の場合は記載	入浴料金 円

【事業者控】利用年月日 年 月 日

表面

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券

(はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、バス、
タクシー、コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券)

(75歳以上用)

認定番号	
氏名	
助成額	
有効期限	

交付者
郡山市長 印

きりとりせん
認定番号 氏名

郡山市高齢者健康長寿サポート事業利用券

(はり・きゅう・マッサージ、温泉、プール、バス、
タクシー、コンサート等公演、健康づくり事業共通利用券)

(75歳以上用)

認定番号	
氏名	
助成額	
有効期限	

交付者
郡山市長 印

認定番号 氏名

裏面

各事業所において、利用年月日等を記載の上、
市に請求する際に添付してください。

利用年月日	
事業所番号	
施術の種類	はり、きゅう、 あん摩マッサージ、 指圧等
温泉等事業所の1 回入浴が500円 未満の場合は記載	入浴料金 円

きりとりせん

【事業者控】利用年月日 年 月 日

各事業所において、利用年月日等を記載の上、
市に請求する際に添付してください。

利用年月日	
事業所番号	
施術の種類	はり、きゅう、 あん摩マッサージ、 指圧等
温泉等事業所の1 回入浴が500円 未満の場合は記載	入浴料金 円

【事業者控】利用年月日 年 月 日

郡山市高齢者健康長寿サポート事業指定事業者辞退届

年 月 日

郡山市長

住 所

名 称

又 は

氏 名

印

郡山市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱に基づく指定事業者の指定を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

辞 退 年 月 日	年 月 日
辞 退 理 由	
添 付 書 類	温泉等事業所指定証 はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証 タクシー事業者指定証

第 11 号様式（第 19 条関係）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業指定証記載事項変更届

年 月 日

郡山市長

住 所

名 称
又 は
氏 名



（電話番号 ー ）

郡山市高齢者健康長寿サポート事業温泉等事業所指定証・郡山市高齢者健康長寿サポート事業はり、きゅう、マッサージ等施術者指定証・郡山市高齢者健康長寿サポート事業タクシー事業者指定証の内容に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号		
変 更 内 容	事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変更年月日		
添 付 書 類	変更内容が分かる書類（施術所開設届出事項変更届のコピー等）	

郡山市高齢者健康長寿サポート事業助成辞退届

年 月 日

郡 山 市 長

住 所

届出者 氏 名
(交付対象者との続柄)

電話番号

郡山市高齢者健康長寿サポート事業助成を辞退するので、資格証及び利用券を添えて届
出ます。

認定番号	
住所	☐ 届出者と同じ
氏名	☐ 届出者と同じ